

公民館運営審議会委員の委嘱について
次の者を公民館運営審議会委員に委嘱する。

2011年（平成23年）6月21日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿己

1 氏名等

選出	ふりがな 氏名	生年月日	住所	選出区分	新任 再任 の別
藤沢地区	すずき みつひろ 鈴木 光博			社会教育関係	再任
村岡地区	うちだ まさこ 内田 昌子			学識経験者	再任
鵜沼地区	はせがわ もとやす 長谷川 元保			学識経験者	再任
六会地区	あおき としゆき 青木 敏行			学識経験者	新任
片瀬地区	つるみ かずのり 鶴見 和則			学識経験者	再任
明治地区	やまざき たかこ 山崎 たか子			学識経験者	再任
御所見地区	にしやま しげる 西山 茂			学識経験者	再任
遠藤地区	かつまた すみよ 勝俣 澄代			学識経験者	再任
長後地区	やまぐち かねお 山口 金雄			学識経験者	再任
辻堂地区	いしい よしたか 石井 喜孝			社会教育関係	再任
善行地区	いけだ せいじ 池田 清治			学識経験者	新任
湘南大庭地区	まつした はるひこ 松下 晴彦			学識経験者	再任

湘南台 地区	こすげ さとし 小菅 智			学識経験者	再任
小学校 校長会	たきざわ ゆみこ 瀧澤 由美子			学校教育関係	再任
中学校 校長会	よしだ まさひこ 吉田 正彦			学校教育関係	新任
社会教 育委員	さとう ちづ 佐藤 千津			学識経験者	新任
公募	かねこ けんじ 金子 健治			学識経験者	新任
公募	やまかわ はじめ 山川 肇			社会教育関係	新任
公募	たかお まこと 高尾 信			学識経験者	新任
公募	とがし めぐみ 藤樫 恵			家庭教育関係	新任

2 任期

2011年（平成23年）7月1日から2013年（平成25年）6月30日まで

提案理由

この議案を提出したのは、現在の公民館運営審議会委員の任期が2011年（平成23年）6月30日で満了となること及び、本年7月1日から「平成23年7月からの公民館運営審議会に関する方針」により、各館ごとに設置されている公民館運営審議会を全市で一つの公民館運営審議会に再編するため、社会教育法第29条及び第30条並びに藤沢市公民館条例第4条（平成23年7月1日施行）の規程に基づき、2年間の任期中で委員の委嘱を要するため。

参 考

社会教育法抜粋

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。

藤沢市公民館条例抜粋

(運営審議会委員)

第4条 法第29条の規定により、公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員の定数は、20人以内とする。

3 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 特別の理由がある場合は、任期中でも解嘱することができる。

5 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。